
【講 義】

版本について②

「書籍取締令と株仲間・板株」

講師 木越俊介（国文学研究資料館准教授）

平成28年度 古典籍講習会

版本について②「書籍取締令と株仲間・板株」

国文学研究資料館 准教授 木越俊介

資料1 株仲間とは

江戸時代、幕府・諸藩の許可した独占的な商工業者の同業組合。

幕府は織豊政権の楽市・楽座を踏襲し、金座・銀座・秤座などを除く一般商工業者の座の結成を禁じたが、貿易統制・犯罪取り締まりの観点から糸割符・質屋・古着屋などには認可した。
『角川新版日本史辞典』(角川書店、1996) より

寛文・延宝期（1661-81） 大坂の十人両替・綿問屋など多くの仲間を認可。

元禄期（1688-1704） 大坂の二十四組問屋・江戸の十組問屋を認可。

江戸初期以来商工業の発達に伴い、諸業者は自分たちの権益を守る組合・講などの私的な仲間を結成したが、それらを幕府・諸藩が公認、保護したもの。

『日本史辞典 第2版』(角川書店、1974) より

資料2 本屋仲間公認まで

※以下、藤實久美子「三都の本屋仲間」(『出版と流通』平凡社、2016)による

【前史・事例】

元禄11年（1698）8月〈大坂〉

本屋が町奉行所へ、重板の訴え→ [判決] 対象の本屋を重板の罪に

《原告側の本屋・池田屋三郎右衛門の元板の権利が認められた》

この過程で、本屋たちは、海賊版禁止の願出を奉行所へ。

11月〈大坂〉 大坂町奉行、重板・類板の禁止を伝える（翌月、京都でも類似の触）

【本屋仲間公認へ】

正徳6年（1716）[京都]・享保6年（1721）[江戸]・享保8年（1723）[大坂]

類板・重板の禁止

□**類板の禁止**とは……他の書物に対し部分的に類似したり、剽窃したりするものを出版することを禁じたこと。ただし、必ずしも第三者が客観的、絶対的な判断を下せるとは限らず、さまざまなケースが存在する。

□**重板の禁止**とは……板株の規定により、他の本屋がある本屋の書と同一内容のものを無断で出版することを禁じたこと。

資料3 江戸時代中期の書籍取締令

享保7年（1722）〈江戸〉 江戸での書籍取締り 『御触書寛保集成』より

※以後、幕末に至るまで、基本法となる。（二、ハなどは適宜、に、はなどに改める）

【通釈】

一、自今新板書物之儀、儒書、仏書、神書、医書、歌書、都而書物類其筋一通之事は格別、猥成儀、異説等を取交作り出し候儀、堅く可レ為無用一事

今後、新板の書物（略）について、各方面尋常の内容のものはともかくとして、無根拠な内容、あやしげな説を含めて作成することは固く禁止する。

一、只今迄有來候板行物之内、好色本之類は風俗之為にもよろしからざる儀に候間、段々相改、絶板可レ仕候事

これまで板行されてきた書のうち、好色本の類は風俗のためにも悪いので、徐々に絶版とする。

一、人々家筋、先祖之事などを、彼是相違之儀とも新作之書物に書顕し、世上致_ニ流布_ニ候儀有レ之候、右之段、自今御停止に候、若右之類有レ之、其子孫より訴出候におゐては、急度御吟味可レ有レ之筈に候事

人々の家筋や先祖の事などについて、あれこれ間違ったことを新作の書物に書き記し、世上に流布することは今後禁止する。もしこうした場合に、その子孫から訴えがあれば、厳しく詮議することとする。

一、何書物によらず、此以後新板之物、作者并板元之実名、奥書に為_レ致可_レ申候事

いかなる書物でも、今後新しく出版する物には、作者と板元の実名を奥書に記しなさい。

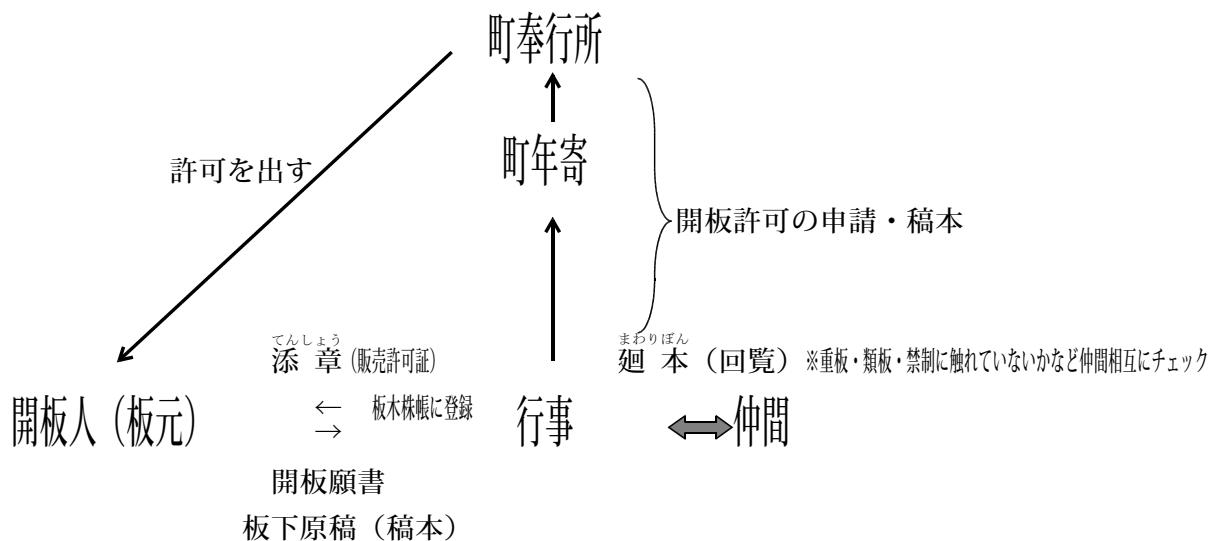
一、権現様之御儀は勿論、惣て御当家之御事、板行・書本、自今無用に可_レ仕候、無レ拋子細も有_レ之ば、奉行所え訴出、指図受可_レ申事

家康公のことはもちろん、いかなる徳川家のことでも板行したり、写本で出したりすることを今後禁止する。どうしても出す事情があれば、奉行所に届出、指示を受けるようにせよ。

右之趣を以、自今新作之書物出候共、遂_ニ吟味_ニ可_レ致_ニ商売_ニ候、若右定に背候者有_レ之ば、奉行所え可_レ訴出_ニ候、経_ニ数年_ニ相知候共、其板元、問屋共に急度可_レ申付_ニ候、仲間致_ニ吟味_ニ、違犯無_レ之様に可_レ相心得_ニ候

右の内容をもって、今後新作の書物が出来ても、検閲を受けた上で商売しなくてはならない。もし右の定めに背く者があれば、奉行所へ訴え出なさい。数年後に判明しても、その板元、問屋ともに厳しく処罰する。仲間にでしっかりとチェックし、違反ないよう心得なさい。

資料4 出版に至るまでの手続きなど（略図）



資料5 書物（物の本）と草紙 ならびに書籍の問屋仲間にについて

物の本（書物） 宗教書・和漢の学問書・医学書など 《教養》 堅

草紙 草双紙・浮世絵・淨瑠璃本、芝居番付など 《娯楽》 軟

本屋仲間・書物問屋仲間・地本問屋仲間（『日本古典籍書誌学辞典』より適宜抜粋、要約）

○**書物問屋**…書物の出版・販売を営む業者。他店の出版物の仕入れ・販売、および卸売りも行なった。草紙類の出版・販売に携わる草紙問屋とは区別して、本屋、書物屋、書物問屋（主として江戸での称）と称された。『大坂本屋仲間記録』によれば、大坂の「本屋仲間」には、草紙屋も貸本屋も同じく本屋商売をするものとして加入せしめられたが、江戸ではそれらとは別立ての組織であった。（今田洋三）

○**草紙屋**…草紙類の販売、また出版を行う書商。書物を商う書物屋・物之本屋の対語。板株をほとんど伴わない草紙類の出版・流通の様相は書物のそれとは異なり、出版を行う草紙屋の組織も書物とは別建てである。京都・大坂では、草紙屋中として本屋仲間に組み入れられている。江戸では、書物問屋とは別の出版・流通機構を持ち仲間も別組織であった。江戸における錦絵の発明と盛行は、錦絵を主力商品とする小売主体の店、絵草紙屋の叢生を促した。（鈴木俊幸）

地本問屋（江戸）…地本、すなわち、江戸出来の草紙類の製作・卸を行う書商をいう。絵草紙問屋。書物問屋の対語であるが、両者を兼業するものも少なくない。寛政二年（1790）十月、草紙類の出版規制強化のため、地本草紙問屋仲間の行事改めの制度導入など自主検閲組織確立を盛り込んだ内容の申渡しがなされ、地本問屋仲間が結成される。（鈴木俊幸）

資料6 板株とは

板 株とは…ある書物を正式な手続きを経て出版すると、それを出版した本屋に権利（株）が生じ、その権利は板木を売り払わない限り、原則その本屋に属する。板木が摩滅したり、火災などで焼けたり（焼株）して使い物にならないもしくは実物がなくても、板株を売り払わない限りは保有できる権利であった。質入まででき、書肆にとっては商売上、最も重要な財産であった。「今日の出版権に似ているが、有効期間に限りがなく、重版はもとより、同種類の書物全体を排除することができるるので、出版権よりはるかに重みがあった」（『日本古典籍書誌学辞典』多治比郁夫）。

資料7 相合版 付 売り弘め・求版—刊記の注意点

相合版…複数の書肆が共同で出版した書籍。相版。原則的には、出資の多寡に応じた部分株をそれぞれ持ち合うが、他の相合版元の勝手な刷り立てを防止するに足る数枚の留板のみを所持する場合もある。株を持ち合っている相合版であるかどうかは「板木株帳」等の本屋仲間の史料や各書肆の出版記録等が残されていれば、それによって明確になる場合が多いが、大抵の場合は刊記や見返し記事の書肆名連記に拠るしかない。しかし、これらの書肆連名の存在がそのまま当該書籍の相合版であることを証するとは限らず、また、連名の書肆がすべて板株を所有しているとも限らないので注意を要する。たとえば、求版本には、見返しや巻末の刊記にしても原版の板木をそのまま用いて刷り出し、後表紙見返しのみに求版者の名前を最後に記した書肆名連記などを新たに付するものなどがある。また、刊記の書肆名連記にしても、単に売り弘め書肆としての提携関係を示すものが少なくない。刊記に書肆名連記があれば相合版と称することが、なかば習慣的に行われているが、その実質は、個々の書籍についてそれぞれ見極める必要がある（『日本古典籍書誌学辞典』鈴木俊幸）。

付1 寛政改革下の取締り 『御触書天保集成』より

(二、ハなどは適宜、に、はなどに改める)

寛政二戌年五月 町触

一、書物草紙之類、新規に仕立候儀無用、但不レ叶事に候はゞ、相伺候上可申付候、尤当分之儀早速一枚絵等に令板行商売可レ為無用候、右之品々有来物にても、最初は其仕方之品軽(く)候ても、段々仕形を替、花美を尽し、潤色を加へ、甚(だ)費成儀に成候間、最初之質朴を用(ひ)候様(に)可レ致候、且新板書物其筋一通之事は格別、猥成儀・異説を取交作り出候儀、堅(く)可レ為無用候、

一、只今迄有来候板行物之内、好色本之類は、風俗之為にもよろしからざるに付、段々相改、絶板可レ致、又は書物によらず、以後新板之物作者并板元之實名奥書に致可レ申旨、其外品々享保年中相触(れ)候處、いつとなく相ゆるみ、無用之書物作出、令板行、并子供持遊草紙絵本類に至迄、年々無益に手を込め、高直に仕立、甚費成事に候間、前々相触通^{いよいよ}弥相守、猶又左之趣に可相心得候、

一、書物類古来より有来通にて事済候間、自今新規に作出申間敷候、若無レ拠儀に候はゞ、奉行所え相伺、可レ受差(指)図候、

一、近年子供持遊び草紙絵本等、古代之事によそへ、不束成儀作出候類相見候、以来無用に可レ致候

但、古来之通質朴に仕立、絵様も常体にいたし、全子供持遊びに成候様致候儀は不レ苦候、

一、浮説之儀、仮名書き本等に致し、見料を取、貸出候儀致間敷候、

但、淨瑠璃本は制外之事、

一、都^{すべ}て作者不レ知書物類有レ之ば、商売致間敷候、右之通に候間、以来書物屋共相互に吟味いたし、触に有レ之品隠候て売買いたし候もの有レ之ば、早速奉行所え可申出候、若見遁し、聞遁しに致置候はゞ、當人は勿論、仲間之もの迄も咎可申付候、制禁之書物類、若国々より差越候儀も有レ之ば、是又奉行所え申出、可請指図候、

戌五月

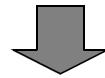
付2 天保改革下における株仲間解散令とその余波

天保12年（1841）～

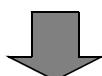
株仲間解散令が発せられる→翌年にかけて、三都で株仲間が解散する。

※これにともない、出版から販売に至るまでの手続きに大きく変化

《幕府が直接、書籍（稿本）を検閲する体制に》



結果として、類版・重版を防ぐ機能が失われる



嘉永4年（1851）～ 幕府が株仲間再興へ動く

以降、三都の本屋仲間がそれぞれ再結成（～嘉永6年）。

【参考文献】（主たるもののみ）

蒔田稻城『京阪書籍商史』（出版タイムス社、1929→臨川書店〈複製〉、1982）

上里春生『江戸書籍商史』（出版タイムス社、1930→名著刊行会〈複製〉、1965）

『御触書寛保集成』『御触書天保集成』（岩波書店、1958）

前田愛「天保改革における作者と書肆」1960年10月齋→『近代読者の成立』（有精堂、1973）

高柳光寿・竹内理三編『日本史辞典 第2版』（角川書店、1974）

今田洋三『江戸の本屋さん 近世文化史の側面』（NHK出版、1977→平凡社ライブラリー、2009）

宗政五十緒『近世京都出版文化の研究』（同朋舎、1982）

長友千代治『近世貸本屋の研究』（東京堂書店、1982）

中野三敏『書誌学談義 江戸の板本』（岩波書店、1995）

朝尾直弘・宇野俊一・田中琢編『角川新版日本史辞典』（角川書店、1996）

井上隆明編『改訂増補近世書林板元総覧』（〈日本書誌学大系76〉青裳堂書店、1998）

鈴木俊幸『蔦屋重三郎』（若草書房、1998→平凡社ライブラリー、2012）

『日本古典籍書誌学辞典』（岩波書店、1999）

鈴木俊幸『江戸の読書熱 自学する読者と書籍流通』（平凡社、2007）

橋口侯之介『続和本入門 江戸の本屋と本づくり』（平凡社、2007→『江戸の本屋と本づくり 続和本入門』と改題して、平凡社ライブラリー、2011）

堀川貴司『書誌学入門』（勉誠出版、2010）

山本秀樹『江戸時代三都出版法大概－文学史・出版史のために－』（岡山大学文学部研究叢書29、2010）

鈴木俊幸『絵草紙屋 江戸の浮世絵ショップ』（平凡社、2010）

鈴木俊幸『書籍流通史料論序説』（勉誠出版、2012）

鈴木俊幸編『近世近代初期書籍研究文献目録』（勉誠出版、2014）

藤實久美子「三都の本屋仲間」（『出版と流通』平凡社、2016）